

動薬協会発 24 号
平成 31 年 4 月 26 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

飼養衛生管理基準の遵守指導強化について（技術的助言）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（31 消安第 361 号）がありましたので、お知らせします。

31 消安第 361 号

平成 31 年 4 月 19 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局



飼養衛生管理基準の遵守指導強化について（技術的助言）

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の徹底につき御協力方よろしく申し上げます。

写

31消安第361号
平成31年4月19日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼養衛生管理基準の遵守指導強化について（技術的助言）

昨年9月、国内では26年ぶりに患畜が確認された豚コレラは、これまでに岐阜県及び愛知県内で計20例、関連農場を含め5府県において発生が確認されています。

各事例の発生農場において疫学調査を行うとともに、現地調査で判明した事実に関して詳細な分析と検討を行った結果、飼養衛生管理基準が遵守されていない例が多く確認されました。

飼養衛生管理基準の遵守を徹底することは、豚コレラの更なる発生防止に不可欠であるとともに、昨年8月以降中国等の近隣諸国で発生が拡大し、我が国への侵入リスクが高まっているアフリカ豚コレラの侵入を防止するために極めて重要です。

これまで「豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準の再徹底について（平成30年12月20日付け30消安第4654号）」等により、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を御指導いただくよう累次お願いしているところですが、加えて下記のとおり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の5に基づく指導及び助言、法第12条の6に基づく勧告及び命令を効果的に活用し、飼養衛生管理基準の遵守状況を的確に確認するとともに、飼養衛生管理基準を遵守していないこと（以下「不遵守」という。）が確認された場合の遵守指導を徹底いただきますよう、お願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 家畜防疫員は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等の結果、家畜の所有者の不遵守を確認した場合には、遅滞なく、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うことを文書にて指導すること。
また、5 に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認すること。
- 2 家畜防疫員は、法第 12 条の 5 に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう指導及び助言を行うこと。
指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて指導及び助言すること。
また、5 に定める期間経過後、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認すること。
- 3 上記 2 により法第 12 条の 5 に基づく指導及び助言をした場合において、5 に定める期間内に家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の 6 第 1 項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告すること。
勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて勧告すること。
また、5 に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認すること。
- 4 上記 3 の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第 12 条の 6 第 2 項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令すること。
また、4 に定める期間経過後、速やかに、勧告に係る措置がとられていることを確認すること。
- 5 上記の場合の確認を行うまでの期間は、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されるために必要と客観的に認められる期間とする。

上記3及び4の場合の確認を行うまでの期間は、原則として2週間とし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、2週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間を定めることとする。

6 上記の場合の改善状況の確認は、法第51条に基づく立入検査等その他都道府県知事が適切と認める方法によること。

また、上記3及び4の場合の改善状況の確認は、法第51条に基づく立入検査等によること。